

白馬村地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和7年5月



目次

1. 計画策定の背景.....	3
(1) 気候変動の影響	3
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	3
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	4
(4) 白馬村におけるこれまでの取組.....	5
(5) 白馬村ゼロカーボンシティ宣言	6
2. 基本的事項.....	7
(1) 計画の目的.....	7
(2) 対象とする範囲	7
(3) 対象とする温室効果ガス	7
(4) 計画期間.....	7
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	8
3. 温室効果ガス総排出量の状況.....	9
(1) 算定範囲及び算定方法	9
(2) 温室効果ガス総排出量の内訳.....	9
(3) 「温室効果ガス総排出量」	9
(4) 温室効果ガスの排出量の増減要因	10

4. 温室効果ガスの排出削減目標.....	11
(1) 目標設定の考え方.....	11
(2) 温室効果ガスの削減目標	11
5. 目標達成に向けた取組.....	12
(1) 取組の基本方針	12
(2) 具体的な取組内容.....	12
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	14
(1) 推進体制.....	14
(2) 点検・評価・見直し体制	15
(3) 推進状況の公表	15

1. 計画策定の背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年（令和 3 年）8 月、IPCC 第 6 次評価報告書第 1 作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年（平成 27 年）11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガス的人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国（いわゆる先進国）と非附属書 I 国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年（平成 30 年）に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年（令和 32 年）までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がっています。

1.5°C	1.5°Cと比較して2.0°C上昇に達してしまった場合	2.0°C
13.8%	5年に1度酷しい熱波にさらされる人口 2.7倍	36.9%
海水面が 0.26~0.77m 上昇	海水面の上昇によって リスクにさらされる人口 最大1千万人増	海水面が 1.5°Cより 更に0.1m上昇
100年に1回	夏の北極の海氷の消滅 10倍	10年に1回
70-90%死滅	サンゴ礁の減少 最大29%悪化	99%死滅 (ほぼ全滅)

世界の目標

産業革命前と比較して地球の気温上昇を

1.5°C までに抑える

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

国は、2020年（令和2年）10月に「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言しました。

2021年（令和3年）6月には、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律が公布され、2050年（令和32年）までの脱炭素社会の実現を基本理念として位置づけるとともに、地方脱炭素実現会議においては、全国で脱炭素の基盤となる重点施策（公共施設等における徹底した省エネ等）を実施するための「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。

2021年（令和3年）10月には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地球温暖化対策計画が5年ぶりに改定され、2030年（令和12年）度において、温室効果ガスを2013年（平成25年）度比で46%削減を目標とするとともに、さらに50%削減の高みを目指して挑戦を続けることが表明されました。

地球温暖化対策計画は、我が国の地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する、地球温暖化に関する総合的な計画です。この中で地方公共団体の役割として、自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者、住民の模範となることを目指すべきとされています。

気候変動に関する日本の目標	
2030年	2013年比でCO2排出量を 46% 削減する。
2050年	CO2排出量が 実質ゼロ の状態を実現する。

（４）白馬村におけるこれまでの取組

世界各地で起こる、気候変動に起因すると考えられる異常気象、そして異常気象による多くの被害。その脅威は例外なく白馬村にも影響しており、豪雪地帯である白馬村の少雪化傾向も着実に進行しています。

この雪不足は、国内外の人々を魅了するパウダースノーを含め、四季を通じて移り変わる豊かで美しい自然と景観の中で暮らしてきた白馬村民にとって大きな問題です。

地球環境が変化する中で、白馬村の類いまれな自然環境を残し続けたいという願いを現実にするには、村や人が変わっていく必要がある。そんな思いから、白馬村のゼロカーボンへの歩みはつながってきています。

2019 年（令和元年）9 月に地元の高校生によって実施された「グローバル気候マーチ」。2019 年（令和元年）12 月に宣言された「気候非常事態宣言」。2020 年（令和 2 年）2 月に宣言された「ゼロカーボンシティ宣言」。そして、2022 年（令和 4 年）1 月にはゼロカーボンに向けた具体的な目標として「白馬村ゼロカーボンビジョン」。2024 年（令和 6 年）6 月には白馬村ゼロカーボンビジョンを補完する 2030 年（令和 12 年）までのロードマップ「白馬村ゼロカーボンロードマップ」を策定しました。



白馬村ゼロカーボンロードマップ

-白馬村の持続可能な未来に向けた環境分野のアクションプラン-



(5) 白馬村ゼロカーボンシティ宣言

環境省では2050年（令和32年）までにCO2排出量を実質ゼロとすることに取り組むことを表明した地方公共団体を「ゼロカーボンシティ」として、国内外に発信しており、2023年（令和5年）3月末時点で、934の自治体がゼロカーボンシティの表明をしています。

白馬村においても、将来世代に自然に恵まれた環境を残すためにも、脱炭素社会の実現を目指し、2050年（令和32年）までに本村の二酸化炭素排出量を実質ゼロとすることに向けて取り組む「ゼロカーボンシティ」宣言を2021年（令和3年）2月23日に表明しました。

本計画では、公共施設のゼロカーボンを目指した取り組みとして、建築物や機器・設備のエネルギー化、再生可能エネルギーの導入拡大と電力の転換、ごみの発生抑制と資源化などを推進します。

「ゼロカーボンシティ」宣言 2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロに

気候変動問題は、すべての国の持続可能な開発を達成するための能力に悪影響を及ぼす可能性があり、世界的な気温上昇、海面上昇、海洋の酸性化などの深刻な問題につながります。

そこで、「2050年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロとすることを目指す地方自治体」いわゆる「ゼロカーボンシティ」に白馬村として取り組むことを決意します。

本村は、雄大な北アルプス白馬連峰のもと、国内外の人々を魅了するパウダースノーを含め、四季を通じて類い稀な山岳自然環境と、里山をはじめ姫川源流など豊かで美しい自然と景観に恵まれています。

地球温暖化に起因する気候変動は、本村にとっても極めて深刻な脅威であり、雄大な自然の恵みを受けてきた本村だからこそ、村民とともに気候変動に対して行動を起こさなければなりません。

本村は、平成29年6月に地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」を推進することを宣言しており、本村の豊かな自然環境の保全や低炭素なまちづくりに取り組んで参りました。

将来世代に自然に恵まれた環境を残すためにも、脱炭素社会の実現を目指し、2050年までに本村の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」の実現に向けて、次の活動に取り組めます。

- 1 村民ともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向き合い、他自治体の取り組む模範となります。
- 2 2050年における再生可能エネルギー自給率100%（村内CO2排出実績ゼロ）による脱炭素社会の実現を目指します。
- 3 地球温暖化防止対策のための国民運動「COOL CHOICE（賢い選択）」を更に推進します。



令和2年2月23日
白馬村

2. 基本的事項

(1) 計画の目的

白馬村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「白馬村事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、白馬村が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

白馬村事務事業編の対象範囲は、白馬村の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの算定対象は、地球温暖化対策推進法施行令第3条第1項に基づき、CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆ となりますが、CO₂ 以外については、排出量に占める割合が小さいことから算定対象外とします。

(4) 計画期間

2025年（令和7年）度から2030年（令和12年）度末までを計画期間とします。ただし、法令の改正や社会経済情勢の変化などがあった場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

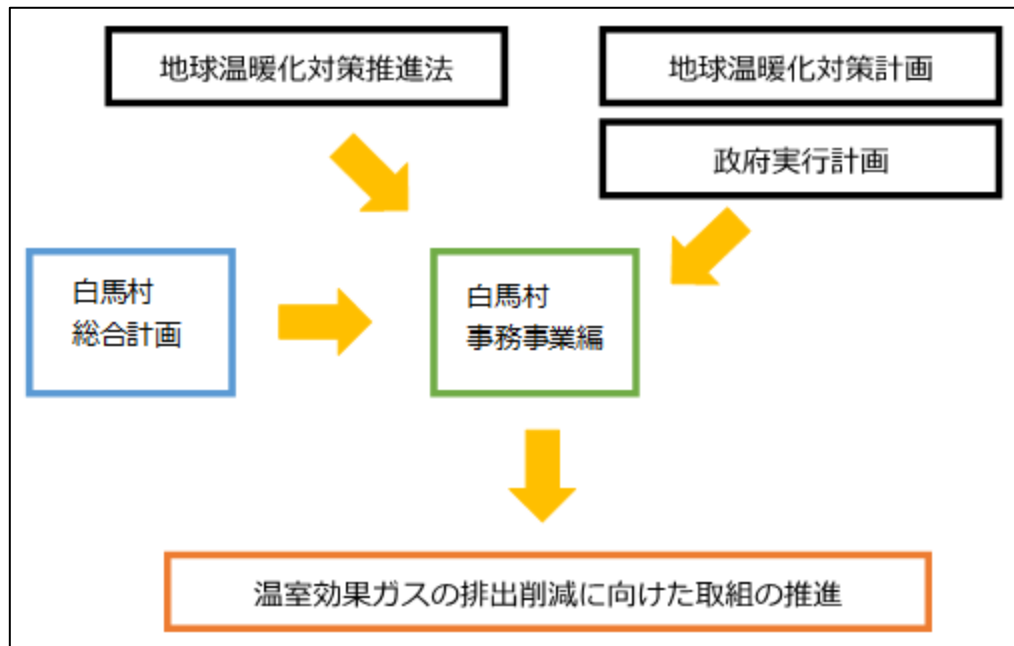
計画期間のイメージ

項 目	年 度				
	2013	2024	2025	・・・	2030
期間中の事項	国基準	村基準	計画開始		目標年度
計画期間					

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

この計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び白馬村第 5 次総合計画に即して策定します。

白馬村事務事業編の位置付け



参考) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号） 第二十一条第一項
（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単体で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量削減ならびに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実行しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3. 温室効果ガス総排出量の状況

(1) 算定範囲及び算定方法

本計画では、温室効果ガス排出量の算定範囲は、温室効果ガスの排出量を自ら管理できる範囲（エネルギー管理権限を有する範囲）とし、その算定方法は、「温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン」（平成 29 年 3 月環境省）に基づき、原則、地球温暖化対策推進法施行令第 3 条第 1 項各号に示される係数等を用いて算出することとします。

(2) 温室効果ガス総排出量の内訳

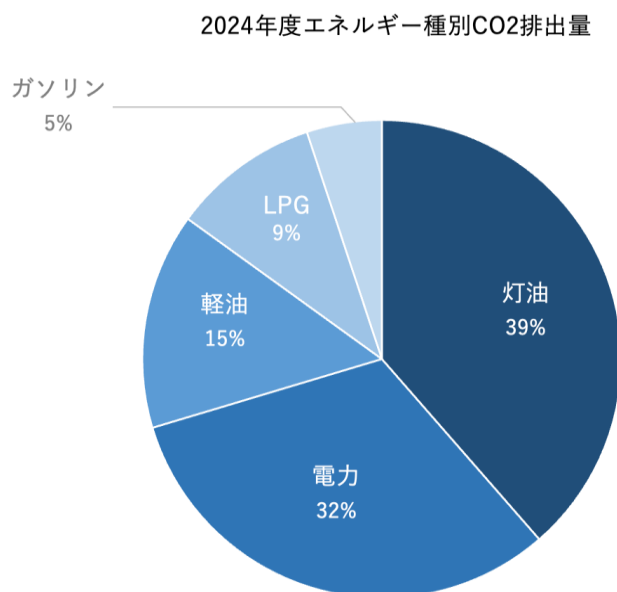
学校施設、スポーツ施設、上下水道施設など、施設別区分毎に、エネルギー種別（電気、灯油、LPG、重油等）の総排出量を算定します。

(3) 「温室効果ガス総排出量」

白馬村の温室効果ガス総排出量は 742t となっています。

また、国の基準年は 2013 年（平成 25 年）、白馬村区域施策編では 2016 年（平成 28 年）を基準年と定めていますが、公共施設のための過去の CO2 排出量算出のためのデータの収集が困難なため、今回改定する事務事業編においては 2024 年（令和 6 年）を新たに基準年と定めています。

エネルギー種別では、灯油が全体の 39%を占め、次いで電力 32%、軽油 15%、LP ガス 9%、ガソリン 5%、A 重油 0%となっています。



施設別 CO2 排出状況(排出量降順) 単位 (kg-Co2eq)

施設名	電気	LP ガス	灯油	ガソリン	A 重油	軽油	合計
夢白馬 (道の駅)	89, 119	34, 712	3, 437	2, 082	0	1, 701	131, 051
白馬村社協デイサービスセンター岳の湯	11, 115	691	47, 674	0	0	0	59, 480
山小屋 (4 施設合計)	44, 685	14, 142	183	0	0	0	59, 011
白馬除雪基地	0	0	0	1, 106	0	51, 311	52, 416
白馬村クロスカントリー競技場	0	13	24, 076	1, 491	0	25, 204	50, 784
白馬中学校	2, 623	177	43, 183	0	0	0	45, 983
白馬北小学校	0	200	42, 917	0	0	0	43, 117
白馬村役場	0	417	1, 549	28, 892	0	11, 187	42, 046
白馬南小学校	0	900	38, 274	0	0	0	39, 175
ウイング 2 1	0	0	27, 942	933	0	849	29, 724
しろま保育園	0	9, 457	15, 241	0	0	55	24, 753
白馬村ジャンプ競技場	0	0	6, 782	1, 304	0	15, 416	23, 502
白馬村子育て支援ルーム	6, 282	37	9, 686	0	0	226	16, 229
白馬村図書館	8, 271	0	5, 583	0	0	0	13, 854
上下水道施設 (17 施設合計)	2, 988	187	9, 635	0	0	0	12, 810
公衆トイレ (10 施設合計)	12, 484	0	0	0	0	0	12, 484
B&G 白馬村海洋センタープール	11, 601	735	0	0	0	0	12, 336
白馬村北部農業者トレーニングセンター	11, 575	0	0	0	0	0	11, 575
白馬村学校給食センター	0	10, 220	0	0	0	0	10, 220
白馬ノルウェービレッジ	8, 389	39	305	0	0	0	8, 733
ふれあいセンター	0	258	8, 113	0	0	0	8, 371
いこいの杜 グリーンスポーツハウス	5, 818	440	1, 331	0	0	0	7, 589
白馬村振興公社	2, 814	22	0	1, 836	0	2, 533	7, 205
B&G 白馬村海洋センター体育館	3, 818	0	0	0	0	0	3, 818
白馬村神城多目的集会施設	2, 783	924	0	0	0	0	3, 707
白馬村歴史民俗資料館	3, 022	18	0	0	0	0	3, 039
白馬村農業体験実習館	2, 181	290	508	0	0	0	2, 979
お善鬼の館	2, 949	2	0	0	0	0	2, 951
白馬村南部農業者トレーニングセンター	2, 187	0	0	0	0	0	2, 187
白馬いこいの杜スポーツアリーナ	648	0	0	0	0	0	648
白馬山岳遭難対策センター	358	0	0	0	0	0	358
白馬村南部グラウンド	0	0	0	0	0	0	0
白馬村北部グラウンド	0	0	0	0	0	0	0
合計	235, 710	73, 880	286, 417	37, 644	0	108, 482	742, 133

(4) 温室効果ガスの排出量の増減要因

2024 年 (令和 6 年) を新たな基準年と定めるため増減要因分析はありません。

4. 温室効果ガスの排出削減目標

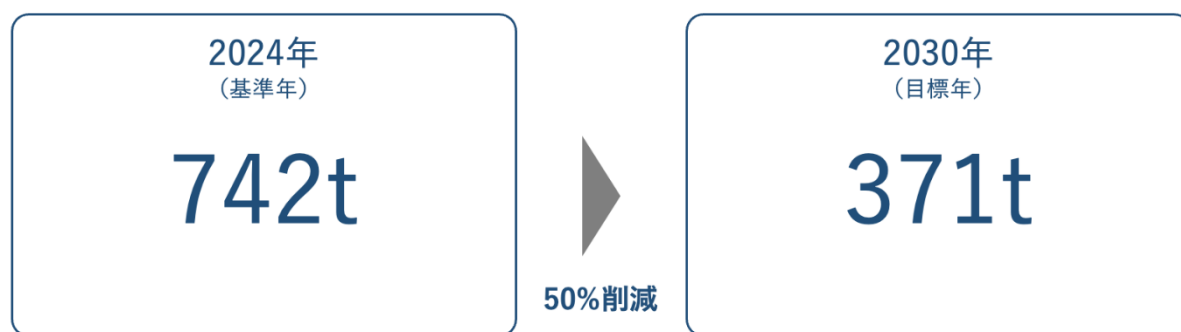
(1) 目標設定の考え方

白馬村は、区域施策編に位置付けられるゼロカーボンロードマップにて、2030年（令和12年）までに2016年（平成28年）比で60%削減の目標を掲げていますが、公共施設においては2024年（令和6年）に導入した、高圧電力の実質CO₂排出量ゼロプランの電力契約により、プラン導入前と比較して63%の削減を達成しています。

事務事業編では、2024年（令和6年）を新たな基準年度（排出量742t）と定め、2030年（令和12年）までにこの基準年比で50%にあたる約371tまで排出量を削減することを目標とします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

2024年（令和6年）（基準年）の742tから50%削減し、2030年（令和12年）までに371tを目指します。



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量、また廃棄物・排水の削減に重点的に取り組みます。

また、契約変更による定量的な目標達成のみでなく、エネルギーの生成方法や場所（創エネや地産地消の再生可能エネルギー導入等）質的改善も含めた取組を推進します。

(2) 具体的な取組内容

①電気の使用により排出される温室効果ガス削減の取組

再生可能エネルギーの導入、電気使用量の削減を通じて電気の使用により排出される温室効果ガスを削減します。

- 公共施設への再生可能エネルギー導入に努めます。
- 各種公共施設の LED 化を進めます。
- 公共施設を活用した創エネ推進に努めます
- 省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は適正な運転時間や設定温度を徹底します。

②灯油（暖房用燃料等）の使用により排出される温室効果ガス削減の取組

電化の促進、断熱効率の向上、各種設備の高効率運転促進を通じて灯油の使用により排出される温室効果ガスを削減します。

- 断熱性能向上及び設備高効率化の推進により、公共施設の ZEB 化実現を目指します。
- 暖房設備の電化や再生エネルギー化導入を推進します。
- ストーブは適正な運転時間や設定温度を徹底します。
- クールビズ・ウォームビズを励行します。

③ガソリン、軽油の使用により排出される温室効果ガス削減の取組

公用車の電化や燃料電池化の促進を通じて、ガソリン、軽油の使用により排出される温室効果ガスを削減します。

- ▶ 公用車における電気自動車（EV・FCV・PHEV）等の導入に努めます。
- ▶ リモート会議を推進し、不要な移動を削減します。
- ▶ 公共交通機関の積極的な利用や、公用車利用時の相乗りによって公用車の使用時間を削減します。
- ▶ 運転に際してはエコドライブを実践します。
- ▶ 電子契約・電子交付を推進することで郵便輸送に伴う温室効果ガスを削減します。

④廃棄物、排水による温室効果ガス削減の取組

3R や資源循環の徹底、グリーン購入・グリーン契約の徹底を通じて廃棄物、排水の使用により排出される温室効果ガスを削減します。

- ▶ 広報紙やホームページ・各SNSへの掲載、分別パンフレット・ごみ分別アプリ等の活用により、リデュース（発生抑制）とリユース（再資源化）に努めます
- ▶ 不要品のリユース事業を展開する民間企業と連携を図り、不要品を廃棄物として捨てる前に再利用する意識を持つための仕組みを構築し、普及啓発を推進します。
- ▶ 詰め替えやリサイクル可能な消耗品の購入に努めます。
- ▶ ペーパーレス化（用紙の節減）に取り組みます。

※各課が所管する「省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等に関する取組計画」については、本実行計画を補完する計画と位置付け、それぞれの関係計画改正に伴う取組及び計画目標値は、削減効果の高い取組及び目標値を優先するものとします。

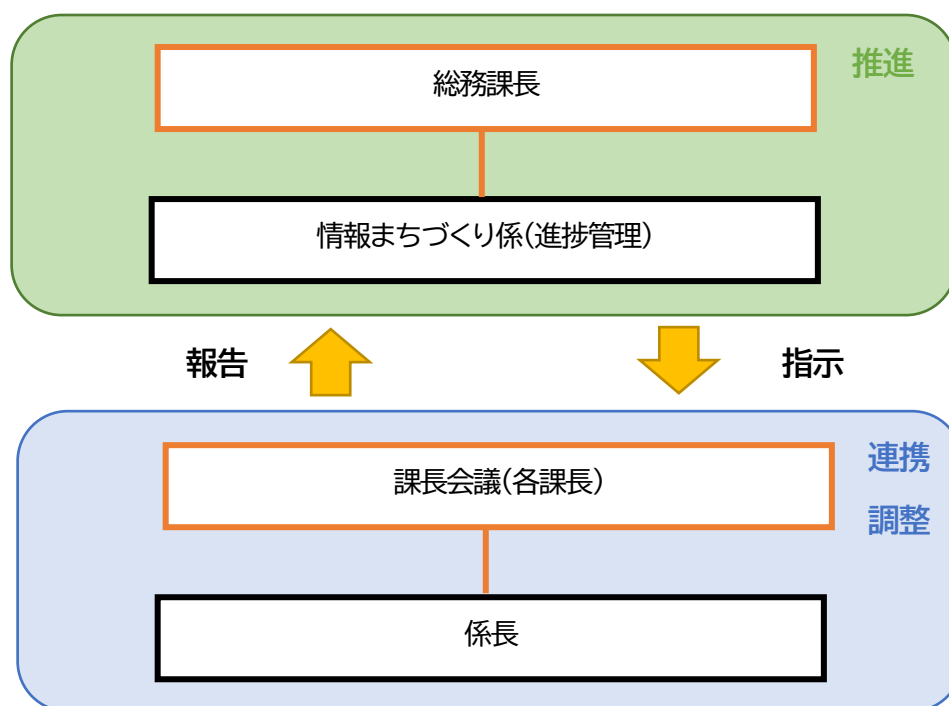
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

白馬村事務事業編を推進するために、総務課長を長とし、総務課情報まちづくり係が中心となり実行計画に対する取組を着実に推進します。

庁内の連携調整は課長会議において取組方針の指示を行い、また、事務事業編の改定・見直しは総務課情報まちづくり係において行います。

各施設等の推進状況により、取りまとめについては総務課情報まちづくり係が数値を取りまとめ、進捗管理を行います。



（２）点検・評価・見直し体制

白馬村事務事業編は、Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の４段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年を取組に対するPDCAを繰り返すとともに、白馬村事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

① 点検・評価・見直し

白馬村事務事業編の進捗状況は、事業量目標の達成状況や対策の進捗状況について点検・評価を行います。問題や課題のある場合には具体的な取組方法について見直しを行い、計画の推進を図ります。

（３）推進状況の公表

白馬村事務事業編の策定、変更、進捗状況及び点検結果等については、村のホームページ等により公表していきます。

